

令和8年度新ごみ処理施設整備事業内水解析調査等委託業務

一般仕様書

第1章 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、美馬環境整備組合（以下「発注者」という。）が実施する「令和8年度新ごみ処理施設整備事業内水解析調査等委託業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

1.2 業務の目的

本業務は、特記仕様書に示す内水解析による現況地形のモデル化を行い、別途業務にて計画する用地造成による地形変動等を考慮したうえで、周囲に与える影響について把握することを目的とする。また、内水解析の精度を高めるための現地測量についても実施する。

1.3 履行期間

契約締結の日から令和9年3月12日までとする。

1.4 費用の負担

本業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

1.5 法令等の遵守

受託者は、本業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.6 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

1.7 秘密の保持

受託者は、本業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。これは契約の終了又は解除後も同様とする。また、成果品（業務の過程で得られた記録、各種情報等を含む）を発注者の許可なく第三者に公表、閲覧、複写、貸与、譲渡もしくは無断使用してはならない。

1.8 公益確保の責務

受託者は、本業務を行うに当たっては、公益の安全、環境その他の公益を害することの無いように務めなければならない。

1.9 管理技術者

受託者は、管理技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、業務の全般に渡り技術的管理を行わなければならない。

1.10 工程管理

受託者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.11 成果品の審査及び納品

- (1) 受託者は、成果品完成後に発注者の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、発注者の検査をもって、業務の完了とする。

- (4) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.12 関係官公庁等との協議

受託者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当たり、その内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.13 参考文献等の貸与

- (1) 受託者は、本業務の遂行上必要がある場合は、発注者の所有する資料の貸与を要請することができる。
- (2) 発注者は、受託者から上記により資料の要請があり、その必要性を認める場合は、要請された資料を貸与するものとする。
- (3) 発注者から貸与される資料について、受託者は必ず「借用書」を提出し、資料の汚損、滅失及び盗難等の事故がないように取り扱い、使用後は速やかに返却するものとする。
- (4) 受託者は、貸与された資料を他の目的に使用してはならない。

1.14 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

1.15 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受託者の申請による。

1.16 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者、受託者の協議によるものとする。

1.17 損害賠償

受託者は、本業務実施中に生じた諸事故に対して一切の責任を負い、発注者に発生原因、経過、被害の内容を速やかに報告するものとする。また、損害賠償等の請求があった場合は、一切を受託者において処理するものとする。

第2章 調査

2.1 一般事項

受託者は、調査に当たり、地域社会の動向、県及び地方総合開発計画、その他の上位計画、土地利用、地域地区の計画との整合性、総合的効果等について十分な検討を加えるとともに、問題点及び疑義等が生じたときは遅滞なく打合せを行うものとする。

2.2 業務の手順

- (1) 業務は、十分協議打合せの後施行するものとする。
- (2) 管理技術者は、主要な打合せには必ず出席しなければならない。
- (3) 打合せには議事録をとり、内容を明確にして発注者に提出しなければならない。

2.3 調査

受託者は、発注者より提供した資料、受託者が調査した事項、収集した資料及び関係者の打合せ結果等を十分検討したうえで調査を実施すること。

2.4 まとめと照査

受託者は、作業項目における方針の確定・確認及び作業内容の照査を行う。